

東京電力の大口需要者向け電気料金値上げが、マンションにも影響を及ぼしている。廊下などの共用部分の電気料金を50割以上で契約している場合、企業などと同じく値上げの対象となるためだ。マンション管理士の全国団体などは「一般家庭と同様、国が規制すべきだ」と抗議している。

(出田阿生)

東京都内のマンション(約六百三十戸)の管理組合には二月上旬、東電から「電気料金値上げのお願い」という通知が届いた。基本料金以外の電気代を一割時あたり二円六十一銭上げるといっ

共用部分の電気代値上げ

マンションも企業同様!?



マンション管理組合に届いた東電からの値上げ通知を手にする瀬下さん。東京都大田区で

容。値上げ率は17・7%。土で日本マンション管理で、年間で百五十万円以上会連合会副会長の瀬下以上の支出増になる。これ義浩さんは「ほかにも複までの管理費では間に合数の管理組合から相談がわれない。」と話す。一般組合の理事長から相談を受けたマンション管理は国の認可が必要。その満の場合は「低圧」として値上げは規制される。三月下それ以上は「高圧」一超旬、枝野幸男経済産業相高圧」で、規制されない。戸数の多いマンションは、廊下やエレベーターなどの共用部で使う電気料金を、五十割以上で契約することが多い。

瀬下さんは「一般家庭向けの電力供給は、公益事業なので安易な値上げが規制されている。それなのに、なぜ同じ住居であるマンションが企業と同じ扱いなのか」と憤る。

老朽化マンションは増え、住民も高齢化している。「ただでさえ修繕費

れなのにマンションでは、なぜ企業と同じ扱いになってしまっのか。からくりは、契約の形態だった。契約電力(最大時の出力)が五十割未満の場合、電力料金は「高圧」で、規制されない。戸数の多いマンションは、廊下やエレベーターなどの共用部で使う電気料金を、五十割以上で契約することが多い。

瀬下さんは「一般家庭向けの電力供給は、公益事業なので安易な値上げが規制されている。それなのに、なぜ同じ住居であるマンションが企業と同じ扱いなのか」と憤る。

老朽化マンションは増え、住民も高齢化している。「ただでさえ修繕費

大口50割以上一律 住民ら「国は規制を」

「家庭・個人」からまかなわれている」として、一般家庭の電気代に準ずる取り扱いを要望。「一般家庭との値上げ時期がずれる、不平等」を是正する対策を」と要請した。

しかし、国の動きは鈍い。経産省の担当者は「値上げ規制は、家庭・企業の別ではなく、あくまでも契約量による。極端に言えば、大豪邸に住む個人が五十割以上で契約していれば『電力会社と交渉能力がある』とみなし、規制対象にはしない」と説明する。

瀬下さんは「管理会社に任せきりのマンション管理組合が大半で、値上げのことすら知らない組合もまだ多い」と懸念して、こう訴える。「そもそも地域独占の電力会社に対して交渉能力があるのか。住民など存在するのか。国は東電に税金を投入しているのだから、住民を守る手だてを講じてほしい」